



北九州市景観づくりマスタープラン

City Landscape Master plan

[概要版]



平成31年4月
北九州市

基本的事項

改定の背景

北九州市では、昭和60年に「北九州市都市景観条例」を施行して以来、約30年間にわたり都市景観の向上に積極的に取り組んでいます。

平成19年、北九州市都市計画審議会から「市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方」について答申を受け、平成20年に北九州市の景観施策の基本的な指針となる「北九州市景観づくりマスタープラン」、併せて景観法に基づき良好な景観の形成のための行為の制限等を定めた「北九州市景観計画」を策定しました。

現在まで、これらに基づき良好な都市景観の形成に向けた取組を進め、都市景観の向上に一定の成果をあげてきました。

一方、集約型都市構造への転換や土地利用転換、観光まちづくりにおける景観資源の活用など、現状の課題等に的確に対応していく必要があります。

このたび、これらのニーズを踏まえながら、北九州市の都市景観の魅力をさらに高めていくため、景観づくりマスタープランを改定するものです。

目的

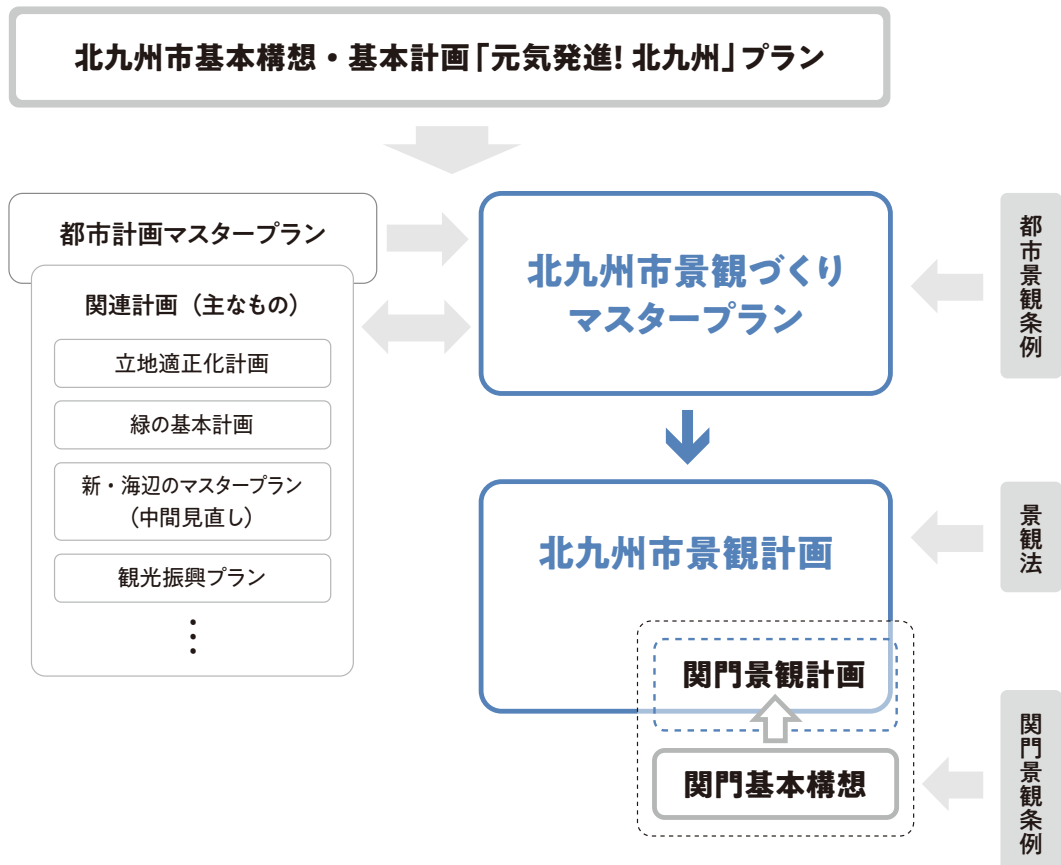
北九州市景観づくりマスタープランは、北九州市が目指す都市像やまちづくりの方向性を踏まえ、長期的な景観づくりの理念・目的、基本方針、行動指針を示し、市民・事業者・行政が協働して地域の個性を活かした景観づくりを推進するための都市景観の形成の基本指針となるものです。

目標年次

目標年次は、平成40年（2028年）とします。

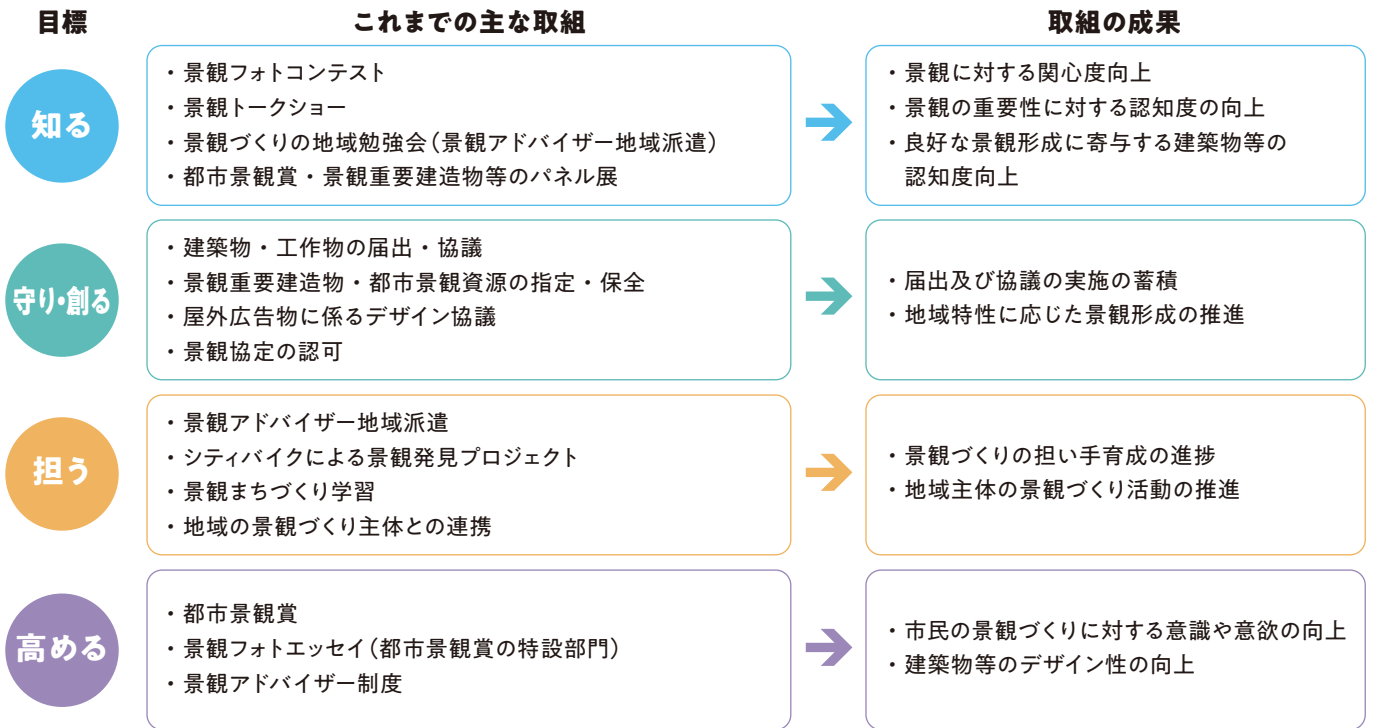
なお、社会情勢や市民意識の変化、まちづくりの進展などを踏まえ、必要に応じ見直していきます。

位置付け



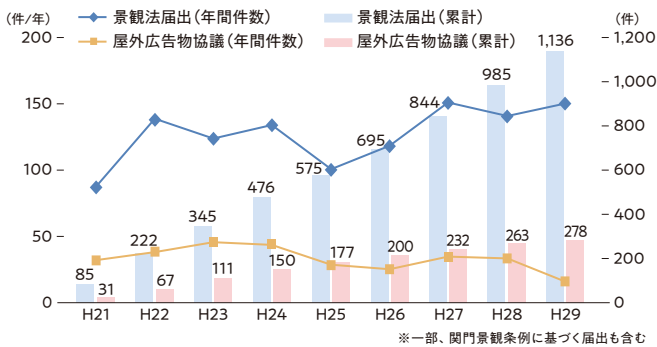
これまでの取組

これまでの景観づくりマスタープラン(平成20年7月策定)では4つの目標「知る」、「守り・創る」、「担う」、「高める」を掲げ、良好な景観の形成を目指し、様々な取組を行ってきました。



■ 景観法に基づく届出等の実績

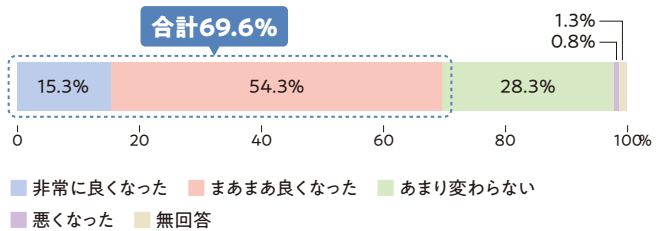
- 景観法に基づく届出は、平均126件/年、累計1,136件
- 屋外広告物のデザイン協議は、平均31件/年、累計278件
- 景観アドバイザー協議は、平均41件/年、累計1,368件



■ 市民の景観形成に対する認識

- 約70%が以前より景観が良くなったと回答

問) 北九州市では、都心部や門司港レトロ地区における都心の顔づくりなどを通じて、魅力ある景観づくりを進めています。あなたは、以前に比べて北九州市の景観が良くなったと思いますか。



行政評価に係る市民アンケート調査結果報告書(平成30年8月)

見直しの視点

■ 景観施策を取り巻く社会状況の変化

景観づくりマスタープランの策定(平成20度)の後、景観施策を取り巻く社会状況等が変化してきています。

社会状況の変化

- ・ 集約型都市構造への転換
- ・ 産業構造の転換による土地利用の変化
- ・ 「観光まちづくり」における魅力ある景観資源のニーズの高まり

これまでの取組の課題

- ・ 景観資源の認識・共有の不足
- ・ 公共空間における良好な景観形成の強化
- ・ 景観づくりに関わる主体の不足
- ・ 地域が主体となる景観づくり促進

■ 見直しの視点

社会状況の変化とこれまでの取組の課題を踏まえ、景観づくりの継続的な進展を図るため、次の視点で景観づくりマスタープランを見直します。

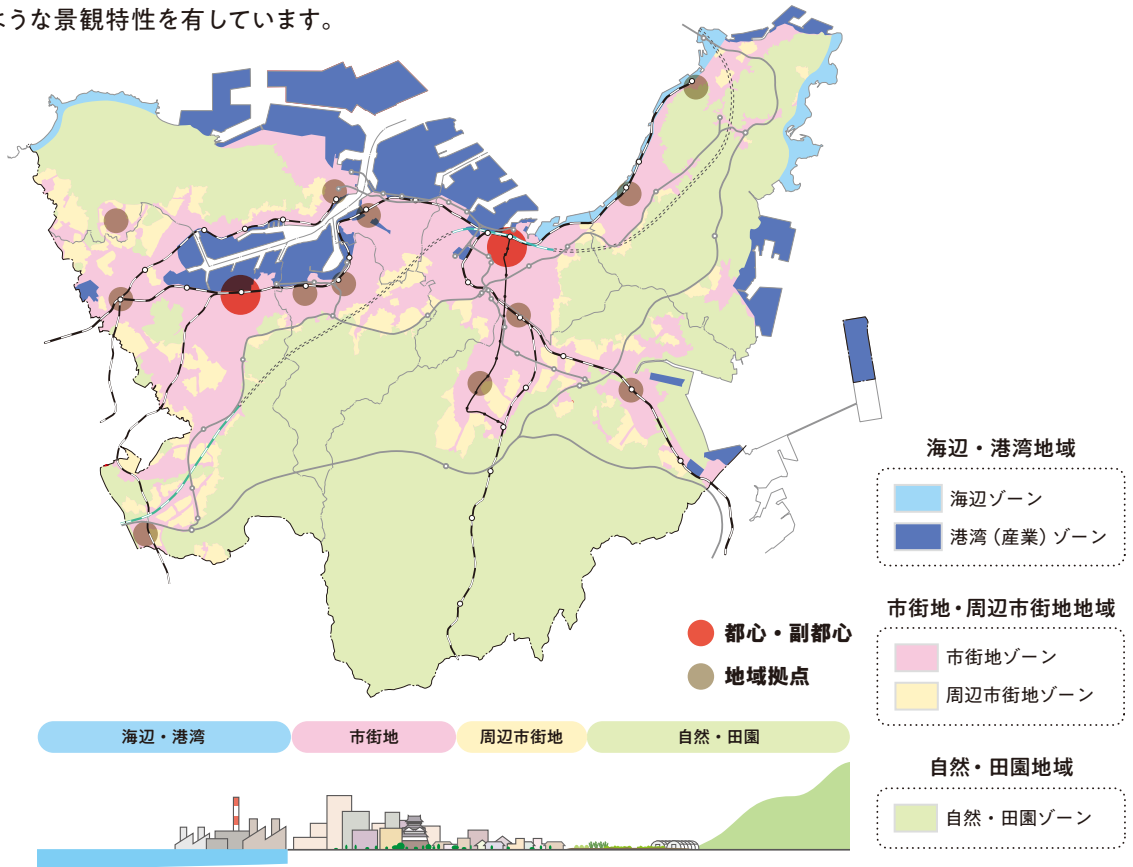
見直しの視点

- ・ コンパクトなまちづくりを踏まえた景観づくり
- ・ 地域特性を活かした魅力ある景観づくり
- ・ シビックプライドの醸成に繋がる景観づくり
- ・ おもてなしの視点をもった景観づくり

北九州市の景観特性

北九州市の景観特性

北九州市は、次のような景観特性を有しています。



■ 海辺・港湾地域

海辺ゾーン

全国有数の長さを有し多様な顔を持つ水際景観が形成されています。特に関門地域は、まちと海が一体となったダイナミックな景観を有しています。



港湾(産業)ゾーン

大規模な工場・倉庫、煙突、コンテナ・クレーンなどが建ち並ぶ、躍動するものづくり都市を象徴する産業景観が形成されています。



■ 市街地・周辺市街地地域

市街地ゾーン

業務施設や生活利便施設などが集積し、人々の社会活動や日常生活などの場として、まちの活力を感じる都市景観が形成されています。



周辺市街地ゾーン

大半は低層を中心とする住宅地景観が形成されています。また、幹線道路沿いでは、郊外型店舗等による沿道景観が形成されています。



■ 自然・田園地域

自然・田園ゾーン

北九州市の大部分は山地が占めており、緑豊かで起伏に富んだ山並み景観を形成しています。また、山林や河川など一体となった、のどかな田園風景が形成されているとともに、市街地に隣接する山並みは、市街地景観の背景としてうるおいを与えています。



■ 都心・副都心と地域拠点

都心・副都心

中高層の建築物や高次の都市機能が集積し、多くの人々が行き交う、北九州市の顔となる象徴的な都市景観が形成されています。



地域拠点

都市機能が集積し、地域の顔となる都市景観を形成しています。宿場町の面影が残る街並み、近代の産業遺産、文化施設等が景観要素となっています。



理念と目標

景観づくりの理念

歴史、ものづくり、自然、そして人々が輝く景観を目指して

景観づくりの目標

景観づくりの理念を踏まえ、5つの目標を定めます。

目標1 地域特性を活かした風格のある景観づくり

地域のまちなみや土地利用の状況を読み解き、地域の個性が光る風格ある景観づくりを目指します。

目標2 歴史と文化を継承する趣のある景観づくり

継承してきた歴史や文化は、長く人々が慣れ親しんできた魅力的な景観を構成する要素であり、これらの歴史や文化を感じられる趣ある景観づくりを目指します。

目標3 ものづくりの躍動感とまちの活力あふれる景観づくり

北九州市の発展を支えてきた臨海部に広がる工場・港湾施設等の集積による躍動感と、人々が暮らすまちの活力を感じられる景観づくりを目指します。

目標4 身近に水辺と緑を感じる景観づくり

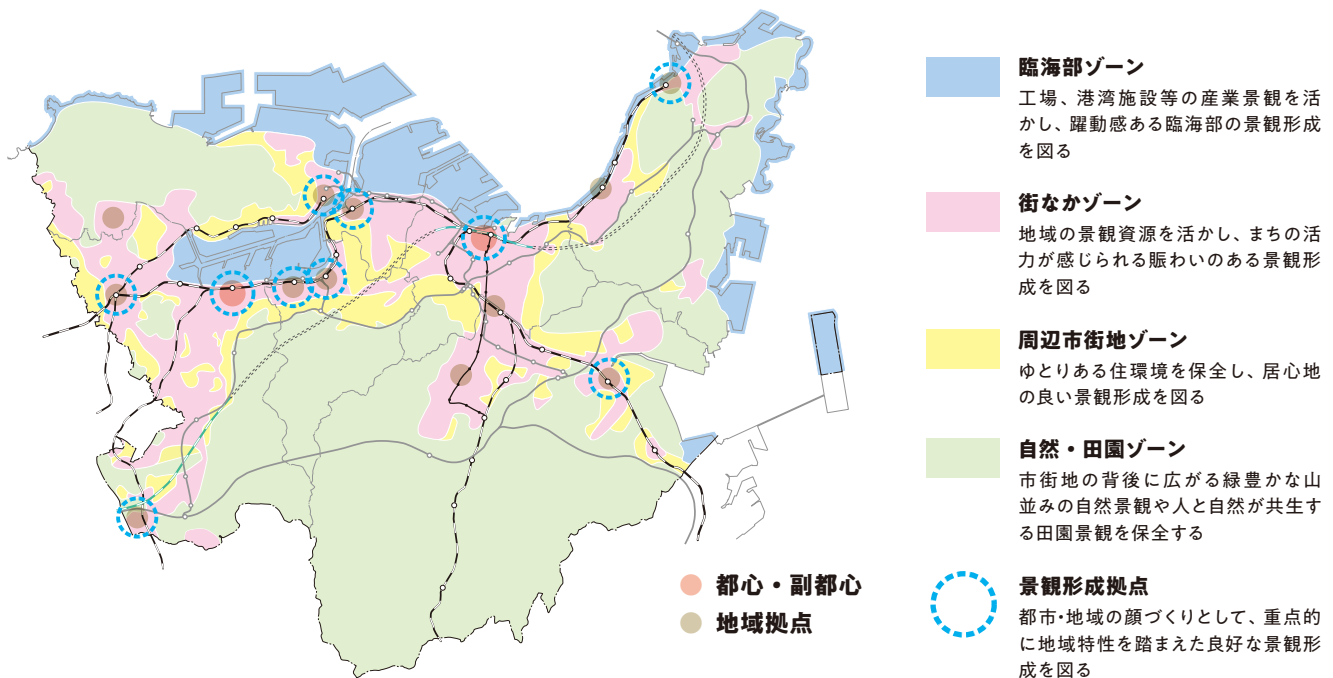
海と山の豊かな自然が市街地に近接している特徴を活かし、大都市でありながら身近に水辺や緑のうらおいを感じることができる景観づくりを目指します。

目標5 暮らす人、訪れる人に魅力ある景観づくり

そこで暮らす人の居心地の良い景観づくりと、観光都市として人が集まり訪れたいくなる景観づくりを目指します。

景観形成(都市景観像)の基本方針

北九州市の景観特性を踏まえ、ゾーンごとに景観形成の基本方針を定めます。



景観づくりの行動指針

基本姿勢

景観づくりの具体的な取組に向けて、「知る」、「守り・創る」、「担う」、「高める」の4つの基本姿勢を定めます。

知る

市民一人ひとりが、景観は北九州の財産となることを知る

守り・創る

地域に根差した景観を守り・創る

担う

地域が自発的に取り組む仕組みをつくり、多様な主体で景観づくりを担う

高める

景観に関わる多様な主体が、意識、知識、技術を高める

行動指針

知る に関する行動指針

- ①身近な景観の大切さを発見し、認識します。
- ②市民が共感する景観を守り、未来に引き継ぐため、一人ひとりができることを把握します。
- ③守り、残したい景観を把握し、様々な手段を用いて情報発信・共有します。

担う に関する行動指針

- ①市民一人ひとりが、景観づくりの担い手となります。
- ②多様な主体が、景観づくりの担い手となり活動します。
- ③多様な主体が連携し、景観づくりの活動を支え合います。

守り・創る に関する行動指針

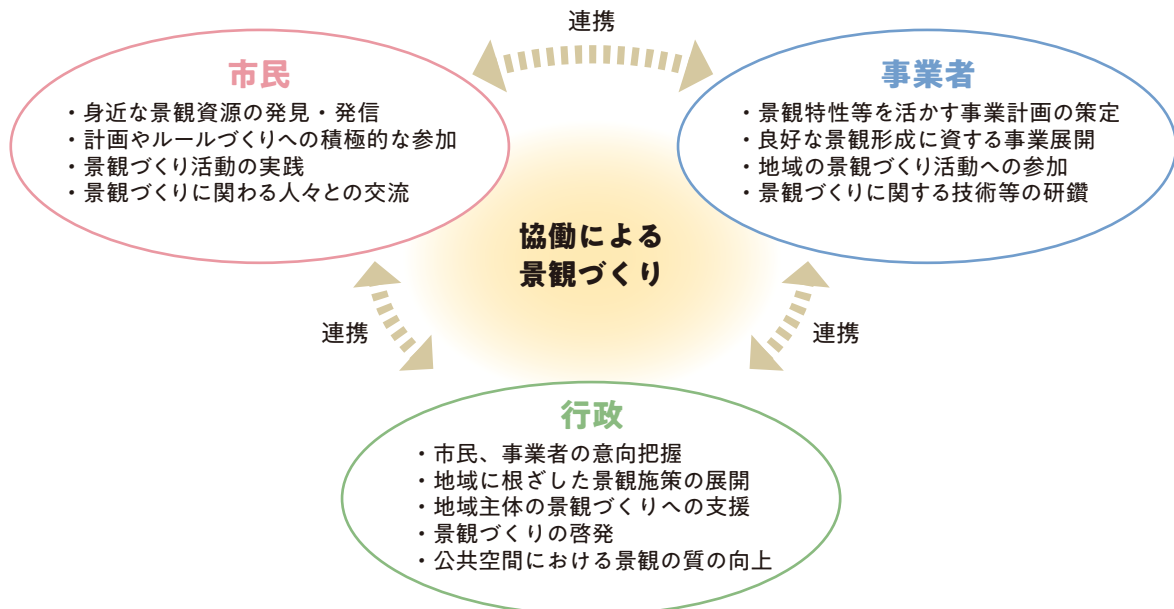
- ①地域特性を踏まえた都市や地域の顔となる景観づくりを進めます。
- ②都市の歴史と文化を感じる景観を守り、創ります。
- ③豊かな自然景観や暮らしとの関わりが深い自然景観を保全します。
- ④公共空間における良好な景観形成を促進します。

高める に関する行動指針

- ①多様なニーズに応じた景観教育の充実を図ります。
- ②景観づくりの取組における様々な場面で専門家や大学の参画を図ります。
- ③市民一人ひとりの自覚や責任を促し、北九州市への愛着を育みます。
- ④地域の活性化に繋げる景観資源の活用を進めます。

市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の協働による景観づくりの推進に向けて、市民・事業者・行政が担うそれぞれの役割は次のとおりです。



景観づくりマスタープランの実現に向けた取組

継続する取組

新たな取組

届出・協議による景観誘導	建築物・工作物の景観誘導 守り・創る <ul style="list-style-type: none"> ○景観法に基づく届出 ○景観に関する諸制度の活用 ○届出対象の見直し ○景観形成基準の見直し ○景観ガイドライン(推奨基準)の検討 <p style="text-align: right;">⇒ 景観計画の見直し</p>
	屋外広告物の景観誘導 守り・創る <ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物のデザイン協議 ○車両ラッピング、バス停広告のデザイン協議
	緑地・自然景観の保全 守り・創る <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園・風致地区の指定等による保全
	景観アドバイザー制度の活用 高める <ul style="list-style-type: none"> ○景観アドバイザーによる助言・指導
景観資源の保全・活用	景観資源の保全 知る 守り・創る <ul style="list-style-type: none"> ○景観重要建造物及び都市景観資源の指定 ○助成制度による保全支援(景観重要建造物、まちなみ保存建造物) ○景観上重要な樹木の保全
	景観資源の活用 知る 高める <ul style="list-style-type: none"> ○夜間景観形成の推進 ○地域活性化に寄与する景観資源の活用(地域ブランドづくり) ○景観資源の持続的な保全・活用に向けた仕組みの検討
景観づくりの普及啓発	優れた景観の表彰・周知 知る 高める <ul style="list-style-type: none"> ○表彰制度等の実施 ○景観をテーマとしたイベント等の実施 ○SNS等による情報発信と共有
	地域の優れた景観の普及 知る 担う <ul style="list-style-type: none"> ○地域の優れた景観資源の発掘・発信
	子どもの景観教育 知る 担う <ul style="list-style-type: none"> ○小学生を対象とした「景観まちづくり学習」の開催
市民・事業者等の主体的な景観づくりの促進	多様な担い手の育成と場づくり 知る 担う 高める <ul style="list-style-type: none"> ○担い手育成プログラムの企画・実施 ○景観づくりに意欲ある多様な人材の発掘・育成
	景観づくり主体との連携 担う 高める <ul style="list-style-type: none"> ○地域のまちづくり団体との連携 ○大学生との協働による景観イベント等の企画実践 ○事業者団体や学術機関など多様な主体の参画促進
	地域のルールづくりの促進 守り・創る 担う <ul style="list-style-type: none"> ○景観協定等の締結に向けた支援 ○地域の景観ガイドラインの作成支援
	地域の取組に対する技術支援 守り・創る 担う 高める <ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観づくりに関する課題の解決に向けた技術支援



北九州市 景観づくりマスタープラン [概要版]

北九州市 建築都市局総務部 都市景観課
TEL.093-582-2595

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
FAX.093-582-2503

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

北九州市印刷物登録番号 第1815034B